

※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※ 定 款 ※
※
※※※※※※※※※※※※※※※※

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドと称し、英文では、MINKABU THE INFONOID, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務
- ②コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業務
- ③通信販売及びその斡旋仲介業務
- ④広告宣伝の情報媒体の販売業務
- ⑤広告、宣伝、動画に関する企画、制作及び広告代理店業務
- ⑥書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売業務
- ⑦イベントの企画運営業務
- ⑧コンサルティング業務及び調査業務
- ⑨著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用
- ⑩有価証券の投資・保有・売買、不動産の売買・交換・賃借及びその仲介斡旋並びに所有・管理及び利用
- ⑪損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- ⑫金融商品仲介に関する業務
- ⑬金融商品投資運用に関する業務
- ⑭労働者派遣・有料職業紹介に関する業務
- ⑮コールセンターの運営に関する業務
- ⑯前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査等委員会
- ③会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、46,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法定又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるとき随時これを招集する。

(基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、1名以上5名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって業務執行取締役を定めることができる。
- 4 取締役会は、代表取締役、取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役及び業務執行取締役を監査等委員である取締役以外の取締役の中から定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議等の省略)

第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の定める限度内において免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、1, 0 0 0, 0 0 0 円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 31 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人との責任限定契約)

第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項の他、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の剰余金には、利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、平成 28 年 8 月開催の株主総会終結以前の行為に関し、会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 平成 28 年 8 月開催の株主総会終結以前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお、同株主総会の決議による変更前の定款第 50 条（社外監査役の責任限定契約）の定めるところによる。

履歴

平成 18 年 07 月 07 日	設立により制定
平成 18 年 09 月 14 日	臨時株主総会により定款一部変更
平成 18 年 09 月 21 日	臨時取締役会により本店の所在地決定
平成 20 年 03 月 01 日	株式の分割により発行可能株式総数を変更
平成 20 年 06 月 25 日	監査役会、会計監査人を設置 株式の割当てを受ける権利等の決定を新設 株主名簿管理人に関する条 文を新設 監査役会に関する規定を新設、会計監査人に関する規定を新 設 その他、条数の変更、条文の移設、表現方法及び字句の修正
平成 20 年 12 月 30 日	本店所在地変更（東京都文京区⇒茨城県つくば市） 監査役会を廃止し、監査役設置会社に変更 株主名簿管理人に関する条 文を削除し、株式等に関する規定を新設
平成 21 年 06 月 29 日	会計監査人の設置を廃止し、会計監査人に関する条項を削除
平成 22 年 02 月 23 日	本店所在地変更（茨城県つくば市⇒東京都新宿区） 発行可能種類株式総数の追加、A 種類株式に関する規定を新設
平成 24 年 03 月 05 日	商号変更（株式会社マスチューン⇒株式会社みんかぶ） 本店所在地変更（東京都新宿区⇒東京都港区）
平成 24 年 06 月 27 日	会計監査人を設置 会計監査人 に関する規定を新設
平成 25 年 06 月 26 日	監査役会を設置、それに伴う規程の変更と条文を追加 株主名簿代理人に関する条文を新設
平成 25 年 12 月 16 日	本店所在地変更（東京都港区⇒東京都千代田区）
平成 26 年 06 月 27 日	種類株式を消滅、関連する規定を削除
平成 27 年 02 月 23 日	発行可能株式総数の変更（増加）
平成 28 年 09 月 01 日	監査等委員会設置会社への移行に関する条文変更等
平成 29 年 03 月 30 日	B 種類株式に関する規定を新設
平成 30 年 09 月 25 日	商号変更（(株)みんかぶ⇒(株)ミンカブ・ジ・インフォノイド） 株主名簿記載事項の記載又は記録の請求の条文、質権の登録及び信託財 産の表示の条文、手数料の条文、株主の住所等の届出の条文の削除及び それにとまなう条数の変更 招集権者及び議長の条文並びに、決議の方法の条文の変更 附則に商号変更効力発生に関する事項を新設
平成 30 年 11 月 01 日	商号変更効力発生に伴い、商号変更の効力発生を削除
平成 31 年 01 月 15 日	発行可能株式総数の変更（減少） B 種類株式を消滅、関連する規定を削除
平成 31 年 01 月 16 日効力発生	目的に関する条文の追加 公告方法に関する条文の変更

発行可能株式総数の変更（増加）

株式譲渡制限の消滅、関連する規定を削除

単元株式数に関する条文を新設

単元未満株式についての権利に関する条文を新設

株主名簿管理人に関する条文の変更

株式取扱規則に関する条文の変更

株主総会の招集に関する条文の変更

株主総会の基準日に関する条文の変更

株主総会の招集手続に関する条文を削除

株主総会の招集権者及び議長に関する条文の変更

株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供に関する条文を新設

株主総会の決議の方法に関する条文の変更

株主総会の議決権の代理行使に関する条文の変更

取締役の選任方法に関する条文の変更

取締役の任期に関する条文の変更

代表取締役及び役付取締役に関する条文の変更

取締役会の招集権者及び議長に関する条文の変更

取締役会の招集通知に関する条文の変更

取締役会の決議の方法に関する条文の削除

取締役会の決議の省略に関する条文の変更

取締役への委任に関する条文の変更

取締役の報酬等に関する条文の変更

監査等委員会の権限に関する条文の削除

監査等委員会の招集通知に関する条文の変更

監査等委員会規程に関する条文の変更

会計監査人の選任方法に関する条文の変更

会計監査人の報酬等に関する条文の変更

事業年度に関する条文の変更

剰余金の配当に関する条文の変更

剰余金の配当の基準日に関する条文の変更

配当金の除斥期間に関する条文の変更

令和 2 年 6 月 25 日

目的に関する条文の追加

剰余金の配当に関する条文の変更